

新潟市道認定基準

(目的)

第1 この基準は、新潟市が新設・改良する道路（都市計画法及び土地区画整理法等に基づく事業により道路管理者と協議のうえ施行された道路を含む。）以外の道路を、市道路線に認定する場合の一般的基準を定めたものである。

(基本的認定条件)

第2 市道路線認定の基本的条件は、次の各号に掲げる要件を具備するものとする。

- 1 道路を構成する敷地の幅員が6.0メートル以上であること。ただし、道路の支壁敷の幅員は除くものとする。
- 2 起終点がともに公道に接続していること。ただし、一方のみが公道に接続している道路であっても、他の一方が公園や学校などの公共施設に接続している場合は、市道路線として認定することができる。
- 3 道路の敷地は、すべて市に無償寄付をするものとする。ただし、所有権者等のやむを得ない理由のため寄付手続きに日時を要する場合は、その手続き完了までの間無償使用について承諾しているものであること。
- 4 道路の構造が次に該当するものであること。
 - (1) 原則として道路の側溝が整備されており、公共用地等を経由して流末処理されていること。
 - (2) 路面の状態が良好であり、現状で一般通過交通に支障が認められないもの。
 - (3) 曲線半径が著しく短くないもの。
 - (4) 縦断こう配が著しくないもの。
 - (5) 道路管理上支障となる物件がなく、又は支障物件を排除できるもの。

(基本的条件の特例)

第3 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する道路であって、前項第2号、第3号及び第4号の条件を満たすものについては、市道路線として認定できるものとする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校が通学路として指定した道路であって、幅員4.0メートル以上のもの。
- 2 生活道路であって、幅員4.0メートル以上のもの。
- 3 公共・公益上認定することが特に必要と認められるもの。

(認定手続き)

第4 前各項の定めにより認定するときは、次に掲げる手続きをするものとする。

- 1 認定申請（ただし、陳情・請願書提出済みのもので、次に掲げる(3)を具備しているものを除く。）
 - (1) 認定申請書（別記様式第1号）
 - (2) 位置図
 - (3) 土地所有者（権利者）の認定同意書（別記様式第2号）
 - (4) 更正図
 - (5) 登記事項証明書

2 寄付申込

- (1) 寄付申込書（別記様式第3号）
- (2) 土地所有権移転登記承諾書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 資格証明書（法人に限る。）
- (5) 登記原因証明情報

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、昭和46年10月1日から施行する。
（旧基準の廃止）
- 2 市道路線編入基準（昭和42年4月1日）は廃止する。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。